

(特別管理)産業廃棄物処理業 届出の手引き

八戸市市民環境部環境保全課

目 次

①	(特別管理) 産業廃棄物処理業の届出をされる方へ	1
1	廃止・許可の届出について	1
2	欠格要件該当に関する届出について	2
3	届出受付先	2
②	(特別管理) 産業廃棄物処理業届出作成について	3
1	廃止・変更届出書	3
2	添付書類 (変更届出)	4
3	添付書類 (廃止届出)	6
4	欠格要件該当届出書	6
③	欠格要件の概要	7

① (特別管理) 産業廃棄物処理業の届出をされる方へ

1 廃止・変更の届出について

- (1) 許可の一部または全部を廃止したときは、廃止の日から 10 日以内に廃止届を提出してください。なお、全部を廃止したときは、許可証及び指令書を返納してください。
- (2) 次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から 10 日以内（ただし、法人にあって登記事項証明書の添付を必要とする場合にあっては、当該変更の日から 30 日以内）に変更届を提出してください。なお、記入方法及び必要な添付書類は「② (特別管理) 産業廃棄物届出作成について」をご覧ください。

- ① 住所
- ② 氏名又は名称
- ③ 法定代理人、法人の役員及び 5%以上の株主又は出資者、令第 6 条の 10 に規定する使用人

令第 6 条の 10 に規定する使用人（令第 4 条の 7 に規定するもの）とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- ④ 事務所及び事業場の所在地
 - ⑤ 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模（収集運搬の車両、重機等を変更する場合もこれに該当しますが、運搬容器は該当しません。）
 - ⑥ 収集運搬業者にあっては、積替え又は保管の場所に関する次の(ア)から(オ)までの事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 積替え又は保管を行う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類
 - (エ) 積替えのための保管上限
 - (オ) 積み上げることができる高さ
 - ⑦ 処分業者にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - (ア) 所在地
 - (イ) 面積
 - (ウ) 保管する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類
 - (エ) 処分等のための保管上限
 - (オ) 積み上げることができる高さ
 - ⑧ 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者にあっては、その使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者
- (3) 届出書の提出部数
正本 1 部を提出してください。
なお、これとは別に届出者保管用として控え 1 部を作成してください。

2 欠格要件該当に関する届出について

- (1) (特別管理) 産業廃棄物処理業者が欠格要件(※)のいずれかに該当した場合には、当該欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に「欠格要件該当届出書」を提出してください。

※欠格要件については、「③ 欠格要件の概要」の項をご覧ください。

3 届出受付先

八戸市市民環境部環境保全課廃棄物対策グループ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階

TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

② (特別管理) 産業廃棄物処理業届出作成について

1 廃止・変更届出書

<p>1 年 月 日 届出年月日を記入すること。</p> <p>2 届出者住所及び氏名 届出時の住所、氏名を記入すること。</p> <p>3 年 月 日付け第 号で 許可証に記載されている許可年月日及び許可番号を記入すること。</p> <p>4 廃止した事業又は変更した事項の内容 (1) 事業の全部廃止 新の欄に、許可されている処理業を記入すること。 例：産業廃棄物収集運搬業 (2) 事業の一部廃止 新の欄に、廃止した内容を記入すること。 例：積替え又は保管を廃止。 取り扱う産業廃棄物の燃え殻を廃止。 (3) 変更 変更後の内容を新の欄に、変更前の内容を旧の欄に記入すること。 例：[新]〇〇100 あ 1234 (増車)、[旧]〇〇100 い 5678 (廃車) なお、別紙として、変更項目の全体が把握できる新旧対照表を添付すること。</p> <p>5 変更した事項の内容 新たに就任した法定代理人、役員、5%以上の株主又は出資者、令第6条の10に規定する使用人を記入すること。 なお、別紙として、役員等の全員が把握できる新旧対照表を添付すること。</p> <p>令第6条の10に規定する使用人(令第4条の7に規定するもの)とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。 (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所) (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>6 廃止又は変更の理由 例：〇年〇月〇日、産業廃棄物収集運搬業を廃止した。 〇年〇月〇日の総会で役員の変更が承認された。</p>

2 添付書類（変更届出）

<p>住所の変更</p> <ol style="list-style-type: none">1. 個人の場合<ol style="list-style-type: none">(1) 八戸市外に住所を有する場合は住民票の写し（本籍が記載されたものであって個人番号の記載のないもの）(2) 付近の見取図2. 法人の場合<ol style="list-style-type: none">(1) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）(2) 付近の見取図
<p>氏名又は名称の変更</p> <ol style="list-style-type: none">1. 個人の場合<ol style="list-style-type: none">(1) 八戸外に住所を有する場合は住民票の写し（本籍が記載されたものであって個人番号の記載のないもの）(2) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書2. 法人の場合<ol style="list-style-type: none">(1) 定款又は寄附行為(2) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
<p>法定代理人、法人の役員及び5%以上の株主又は出資者、令第6条の10に規定する使用人の変更</p> <ol style="list-style-type: none">1. 変更のあった者に係る以下の書類<ol style="list-style-type: none">(1) 八戸市外に住所を有する場合は住民票の写し（本籍が記載されたものであって個人番号の記載のないもの）(2) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(3) 5%以上の株主・出資者が法人の場合は、法人の登記事項証明書 ※変更があった役員等が、変更前において役員等として申請済である場合、上記の書類の提出は不要。 (例) 5%以上の株主として申請済である者が役員に就任した場合2. 役員変更の場合は、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）3. 法定代理人が法人の場合、変更に係る法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のほか、その役員の上記1. (1)及び(2)の書類
<p>事務所及び事業場の所在地の変更</p> <ol style="list-style-type: none">1. 事務所の所在地の変更 付近の見取図2. 事業場の所在地の変更<ol style="list-style-type: none">(1) 土地の登記事項証明書（借用の場合は賃貸借契約書等の写し）(2) 公図(3) 付近の見取図

運搬施設(自動車、重機、船舶等)の変更

1. 自動車の追加
自動車検査証記録事項の写し、カラー写真 ※届出の前3ヶ月以内に撮影したもの。以下同様
 2. 重機の追加
売買契約書又は自主検査記録表、カラー写真
これら1、2で借用の場合は賃貸借契約書等の写し。
ただし、所有者と使用者が異なる車両等を借用する場合、使用者が申請者に車両等を貸借することを所有者が認めていることを確認できる書類を添付すること。
 3. 船舶の追加
船舶国籍証書の写し、船舶検査証書の写し及び船舶の登録事項証明書、カラー写真
傭船の場合は、これらに加えて裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しを提出すること。また、定期傭船契約による場合は、付帯契約として、次の条文を入れた産業廃棄物の海上運搬を行うための契約又は覚書等がなされていること。
 - ・船主は本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく指揮監督権を傭船者に譲渡し、船長及び乗組員は海上運搬に係る傭船者の指揮監督に服し、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うこと。
 - ・海上運搬に係る責任は、傭船者が一切を負うこと。
 - ・船主は傭船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。
- (運搬容器の変更の場合は届出不要)

収集運搬業に係る積替え又は保管施設若しくは処分業に係る保管施設の変更

1. 保管施設の追加
図面、面積等計算書、カラー写真、場内配置図、土地の登記事項証明書、公図
2. 設置場所の変更
場内配置図、土地の登記事項証明書、公図
いずれも借用の場合は、賃貸借契約書等の写し
3. 面積、保管上限又は積み上げることができる高さの変更
計算書、図面

中間処理施設若しくは最終処分場並びにその設置場所及び構造又は規模の変更

1. 中間処理施設若しくは最終処分場の追加
建設工事完了引渡証明書又は売買契約書の写し、図面、仕様書、処理能力計算書、埋立面積及び容量の算出表、周囲の地形図、地質調査書、場内配置図、カラー写真、土地の登記事項証明書、公図
2. 設置場所の変更
図面、場内配置図、土地の登記事項証明書、公図、カラー写真
いずれも借用の場合は、賃貸借契約書等の写し
3. 構造又は規模の変更
図面、仕様書、処理能力計算書、埋立面積及び容量の算出表、カラー写真
4. 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可を受けている中間処理施設又は最終処分場については、その許可証の写し

感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の変更

次に掲げる者に該当することを証する書類

- (1) 大学等において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した後6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- (2) 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- (3) 短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

提出書類の特例（規則第21条第1項）

本申請を含め当市に対し同時に二以上の申請書又は変更届（以下「申請書等」という。）を提出する場合であって、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類」に以下のとおり記入し提出すること。

- (1) 提出書類の特例に係る書類中「1. 省略する書類」に省略する書類の名称を記入すること。
- (2) 提出書類の特例に係る書類中「2. 「上記1.」で省略した書類が添付されている同時に提出する申請又は届出」に省略した書類が添付されている申請又は届出の名称、申請又は届出（予定）年月日及び許可番号（業許可番号又は施設許可番号）を記入すること。

3 添付書類（廃止届出）

処理業を廃止した場合は、許可証及び指令書を返納してください。

許可証又は指令書を紛失した場合には残存する証書を返納してください。その場合には返還すべき証書を紛失した旨を書面（様式任意）で提出してください。

4 欠格要件該当届出書

1 年 月 日

届出年月日を記入すること。

2 届出者住所及び氏名

許可証の住所、氏名を記入すること。

3 年 月 日付け第 号で

許可証の許可年月日及び許可番号を記入すること。

4 業の区分

許可を受けている業の種類の□にチェックを入れること。

5 該当するに至った欠格要件

例：法第7条第5項第4号○に該当

6 該当するに至った具体的理由

例：取締役○○○○が○年○月○日、○○のため○○に該当する者となった。

③ 欠格要件の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項の規定により、①申請者（法人又は個人）、②申請者の法定代理人、③申請者の役員等、④令第 6 条の 10 に規定する使用人が次の欠格要件のいずれか該当するに至った際には、2 週間以内に欠格要件該当届出書を提出することが義務付けられています。

この義務に違反した場合、6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科せられます。

欠格要件一覧

1. 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 禁固以上の刑に処せされ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
4. 次に掲げる法令等に違反し、罰金の刑に処せされ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・ 浄化槽法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 悪臭防止法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く）
5. 次に掲げる罪を犯し、罰金の刑に処せされ、その執行の終わり又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ・ 刑法第 204 条（傷害罪）
 - ・ 刑法第 206 条（現場助成罪）
 - ・ 刑法第 208 条（暴行罪）
 - ・ 刑法第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集罪）
 - ・ 刑法第 222 条（脅迫罪）
 - ・ 刑法第 247 条（背任罪）
 - ・ 暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪
6. 次に掲げる許可を取り消され、その取り消しの日から 5 年を経過しない者（許可を取り消された者が法人の場合は、許可の取り消し処分に関する行政手続法上の通知（聴聞通知）の日より 60 日前以内にその法人の役員であった者で、その取り消しの日から 5 年を経過しない者を含む）
 - ・ 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可
 - ・ （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可

- ・浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可
7. 次に掲げる許可の取り消し処分に関する行政手続法上の通知（聴聞通知）を受けてから、取り消し処分を受ける日までの間又は取り消し処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物若しくは産業廃棄物収集運搬・処分業の全部の事業の廃止届又は浄化槽法第 38 条第 5 号に係る廃止等の届出を提出し、提出日から 5 年を経過しない者。
- ・一般廃棄物収集運搬・処分業の許可
 - ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可
 - ・浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可
8. 次に掲げる許可の取り消し処分に関する行政手続法上の通知の日より 60 日前以内にその法人の役員若しくは政令使用人であった者又は個人の政令使用人であった者で、一般廃棄物若しくは産業廃棄物収集運搬・処分業の全部の事業の廃止届又は浄化槽法第 38 条第 5 号に係る廃止等の届出を提出し、提出日から 5 年を経過しない者（当該事業を廃止について相当の理由がある場合を除く）。
- ・一般廃棄物収集運搬・処分業の許可
 - ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可
 - ・浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可